

平成30年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成30年12月27日 午前10時15分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小 川 喜 敬
2番 山 田 雅 士
3番 小 澤 孝 延
4番 角 麻 子
5番 鈴 木 広 美
7番 小 菅 耕 二
8番 石 井 孝 昭
9番 桜 田 秀 雄
10番 林 修 三
11番 山 口 孝 弘
12番 小 高 良 則
13番 川 上 雄 次
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 小 山 栄 治
20番 木 村 利 晴

.....

1. 欠席議員は次のとおり

6番 服 部 雅 恵

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	江 澤 利 典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連 絡 員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連 絡 員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一

主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	査	補	吉	井	博	貴	
主	任	主	事	武	井	義	行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成30年12月27日（木）午前10時開議

日程第1 発言の取り消しの件

日程第2 議案第1号から議案第13号
委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 特別委員会の設置の件

追加日程第1 発議案の上程
発議案第5号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に：各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、監査委員から11月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発言の取り消しの件を議題とします。

12月12日における桜田秀雄議員の請願第30－1号に対して討論中の発言、及び、同日、京増藤江議員の発議案第4号に対して討論中の発言は一部不穏当と認めますから、発言の取り消しをすることとします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。発言の取り消しをすることに決定しました。

日程第2、議案第1号から議案第13号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、川上雄次総務常任委員長。

○川上雄次君

それでは、総務常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る12月19日、委員会を開催し、審議いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、報告申し上げます。

議案第1号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、今年度の人事院勧告を鑑み、職員の給与を適正水準に保つため、給与等の引き上げ及び期末・勤勉手当の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、職員全体のボーナス引き上げ額の平均はどのくらいになるのかという質疑に対して、勤勉手当については、最も低くて9千円程度、高い場合は2万3千500円程度となり、平均では1万6千500円程度になりますという答弁がありました。

次に、今回の人事院勧告では、勤務環境の整備という項目が示されているが、本市にとって

改善される内容なのかという質疑に対して、勤務環境の整備については、職員の健康管理の勧告であり、メンタルヘルスについては現在も実施しているところであり、そのほか、ハラスメント防止の内容が勧告されています。ハラスメント防止についての方針等を作成し、職員に周知していこうと考えていますという答弁がありました。

次に、日直業務について、働き方改革が叫ばれている中で、今までの日直制度がそのままではよいのかという質疑に対して、他団体では、警備員等で対応している団体もあるが、本市では、年に1回程度のため、現在はお願ひしていますという答弁がありました。

次に、一般職の職員の人事院勧告による民間との格差是正について有益と理解している。初任給を1千500円程度上げることによりどのような人材の確保につながるのかという質疑に対して、今回の給与改定については人事院勧告に基づく改定をしています。趣旨として、公務員の労使交渉等で賃金や待遇を決める協約締結を認められていないので、中立の第三者機関である人事院等が民間企業の給与を調べて判断するもので、本市もこの勧告に基づいて改定するものです。民間との給与の格差を解消することにより、職員採用についても民間との均衡が図れると考えますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、千葉県の最低賃金等の改正に伴い、市税等収納補助員の報酬について所要の改正をしようとするものです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。これは、地方税法の改正に伴い、法人税、軽自動車税、たばこ税等について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、消費税の引き上げがあるたびに法人市民税が引き下げられているが、平成26年度の改正とあわせて6.3パーセントの引き下げになっています。市税税収の影響額という質疑に対して、平成26年度の引き下げで、平成27年度決算では5千400万円の減収となり、平成28年度決算では4千400万円の減収です。今回の改正で5千万円を超えると、平成32年度の減収額は約1億円、平成33年度以降については1億2千万円から3千万円と見込んでいますという答弁がありました。

次に、新たな車体課税として、環境性能割の導入が明記されているが、新設された背景、内容はという質疑に対して、環境性能割の創設については、消費税が10パーセントに引き上げられる際に、都道府県税の自動車取得税が廃止される予定であり、それに変わる制度として創設されたものです。自動車取得税と比較すると、環境性能がいいものについては環境性能割は課税されないので、減税になりますという答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。この条例改正のうち、精神障がい者が自ら運転する軽自動車税の軽減には賛成するものですが、しかし、条例改正の主な内容は、地方自治体独自の財源である法人市民税の法人税割の税率を消費税10パーセント増税に伴い、さらに引き下

げるというものです。平成28年度、消費税が8パーセントに引き上げられたときは、条例改定により税率を2.6パーセント引き下げ、今回も消費税10パーセント増税に対し、さらに税率を3.7パーセント引き下げるというもので、平成28年度の改正と合わせると6.3パーセントの引き下げになります。本市の影響は1億円を超えています。この引き下げ分は、国税である地方法人税に振り替えて、地方交付税の原資にされることになります。これまで、法人市民税の税収は本市の直接歳入として入ってきたものが、改正により国税として国に吸い上げられ、その分だけ本市の地方交付税として全額戻ってくるという仕組みになっていますが、全額戻ってくる保証はありません。国は、消費税増税について拡大する地域格差を是正するためとしていますが、本来、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障とともに、所得税や法人税などで財政調整の機能を強化されるべきです。今回のようなやり方は消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていくものであり、本来の地方交付税制度をゆがめるものとなり、容認できません。

また、来年10パーセントへの引き上げ時に自動車取得税を廃止し、その代替として、環境性能割を創設するというものです。中古車、軽自動車を含む当該自動車の取得時に、燃費基準達成度等に応じゼロパーセントから3パーセントの税率が適用されるとなっています。今回の市税条例改正について、軽自動車を新規購入できる市民は、自動車取得税が廃止された上に、環境性能のよい車を購入すれば、さらに税負担が軽減されるというメリットがあります。しかしその反面、新車を買えない市民や古い車を乗り続ける市民にとって、税率が高く負担が増えるというデメリットがあり、市民の中に格差が広がるものとなります。以上の立場から反対するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、第3表債務負担行為補正のうち、(22)から(35)及び(76)から(77)第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、八街応援寄付金が増えています。5年間の推移はという質疑に対して、平成26年度は263件、4千69万3千円、平成27年度は548件、850万6千723円、平成28年度は1千200件、1千384万7千650円、平成29年度は2千687件、3千236万270円、平成30年度は11月末現在で、3千154件、2千764万1千200円ですという答弁がありました。

次に、小学校空調設備整備事業、中学校空調設備整備事業で市債が計上されているが、国の空調の特例交付金は普通教室のみに適用されると聞いています。特別支援教室、特別教室を含め、市債を発行するということでもいいのかという質疑に対して、今回の市債については、教室の区別なく、全事業費の中で補助対象となる分については、補助裏分としての補正予算債、補助対象外の部分につきましても全額起債を起こす考えですという答弁がありました。

次に、小・中学校の空調設備の補助制度は、3分の1が国が補助で、それ以外は市債なのか

という質疑に対して、補助金は対象経費の3分の1、事業費の3分の2の63パーセントは地方交付税、それ以外の継ぎ足し単独分について、100パーセント起債が使えますという答弁がありました。

次に、今回の小・中学校の起債返還額の率、年数という質疑に対して、15年償還を予定しており、率については入札によるものなので決定していませんが、今年の実績によると、0.3パーセント程度と見込まれますという答弁がありました。

次に、県道路事業用地事務委託として、委託金が出てきたのは何か大きな動きがあるのかという質疑に対して、県道路用地事務委託金は、平成20年度、千葉県知事と八街市長が取り交わした覚書に基づき、バイパス事業の用地を取得したことによるもので、今年度取得した用地は供用済み部分の4車線化に伴うためのものですという答弁がありました。

次に、歳出8款について、非常備消防費の改修は具体的にどこかという質疑に対して、榎戸駅西口消火栓、八街中央中学校付近の消火栓ですという答弁がありました。

次に、債務負担行為補正では、ふるさと納税受付等の代行業務で3千万円の債務負担が計上されているが、5千万円の寄附があり、実際には3千万円の業務が必要となり、返礼品では、国が慎むように各自治体に指導しているが、業務委託でかなり予算がとられてしまうと思うがという質疑に対して、八街市民が他団体にふるさと納税した場合には、寄附金額が市民税の控除となります。事務費を差し引いた結果で八街市がプラスになるかだと思います。平成29年度では、控除分について75パーセントが交付金算入される計算のため、その分加味しなかったとしても、納税から控除分を抜くと1千200万円程度のプラスとなり、人件費をおおよそに計算した経費が1千400万円程度となり、ここで差し引きの場合、マイナスとなるが、交付税で75パーセント措置が加味すると1千300万円程度のプラスとなりますという答弁がありました。

次に、広報やちまたの新聞折り込みについて、新聞購入世帯が減少している中で、来年度から新たな取り組みはあるのかという質疑に対して、広報やちまたは新聞折り込みを主としており、他の配付方法として、公共施設、スーパー、コンビニや個別郵送しており、多くの市民に届くようにしています。現在、工事中の榎戸駅が平成31年1月に供用開始されるので、広報やちまたを備え置けるように協議していますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会で付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

次に、小高良則文教福祉常任副委員長。

○小高良則君

文教福祉常任委員会に付託されました案件５件につきまして、去る１２月２０日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の過程はお手元に配付のとおりでございますが、審査の内容について要約してご報告申し上げます。

議案第４号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、国民健康被保険者の税負担の公平性維持及び中間所得層の負担軽減を図るために医療保険分の課税限度額を引き上げるが、今回の改正により中間所得層の負担はどのように軽減されるのかという質疑に対して、国民健康保険における１人あたりの医療費は年々増加しており、それを賄うための保険税収を確保する必要があり、保険税率の引き上げや課税限度額の引き上げが考えられますが、保険税の負担の上限額を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険税収を確保することとなれば、高所得層の負担と比較すると、中間所得層の負担がより重くなっていきます。これに対し、課税限度額の上限引き上げについては、高所得層により多くの負担していただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税の設定が可能になるとして、国の方針として示されています。しかし、今回は税率改正を行いませんので、実質的に中間所得層の配慮には至っていないという状況ですという答弁がありました。

次に、課税限度額引き上げに伴い、影響世帯数、影響額はという質疑に対して、課税限度額の引き上げに伴い、影響を受ける世帯数は、平成３０年１２月３日時点の所得情報をもとに、４月１日を基準日とした世帯の状況で試算をしたところ、医療給付費分の課税限度額を５４万円から５８万円に引き上げることで、限度額を超過する世帯数は２７３世帯から５０世帯減の２２３世帯となります。影響額は、現行の限度額の場合、調定額で１５億２千８６２万３千円程度、改正後では１５億３千８３６万４千円程度となり、約９７４万円の増収を見込んでいますという答弁がありました。

次に、約１千万円の増収となるが、広域化になったばかりで、もう引き上げをし、この状況で、今の国保財政のあり方は、構造的な状況を根本的な解決にはならないことがあらわれている。今回は高額所得者の引き上げだが、広域化に伴い今後の見通しはどうかという質疑に対して、国民健康保険については、失業された方、退職された方、その被扶養者であった方が多く加入しています。社会保険と比べますと所得の低い方や高齢者の方が多いという構造的な課題もあります。今年度から国民健康保険制度については広域化しましたが、広域化といっても各自治体ごとに保険料または保険税率は違うので、今後、市に求められていく納付

金額がどのように変化していくのかわからない部分もあり、現段階では国民健康保険の見直しを示すことは難しいですが、国の公費投入については、今後も継続的、かつ増額していただかないと国保制度の運営は難しいと考えていますので、市長会等を通じて要望していきたいと思いますという答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。政府は、１９８０年代半ばから一貫して国庫負担を引き下げた結果、国保の加入者は他の公的医療保険制度の加入者と比べて所得が低いのに一番高い保険税を負担している。国保のこの構造的な問題を解決しない限り、国保財政の安定化は望めません。本市では今日まで、国保税の限度額引き上げ、一般被保険者の保険税引き上げを繰り返してきました。市民の生活が苦しい中で徴収強化を実施していますが、財政運営は極めて厳しく、収納率は県下最下位グループから抜け出せません。平成３０年４月から国保の広域化がスタートしたが、広域化後わずか１年、課税限度額を４万円引き上げ、約１千万円の増収を考えています。家族が多いほど負担が重くなっている、そういう国保では、本市が目指す若い世代が夢を持って定住できるまちを実現するのか、大変疑問です。国民皆保険制度の重要な柱である国保制度を持続させ、社会の公平、公正を確保するためには十分な公費を投入することが必要です。市長会、全国知事会等は国庫負担の増額を一貫して政府に要望し続けてまいりました。さらに、全国知事会は２０１４年に公費を１兆円投入して協会けんぽ並みの負担率に改善するよう政府に求めました。先ほどの担当課の答弁でも、今後とも市長会などで公費負担を求めていく、そういう答弁がありました。この方向こそ国保の構造的な問題を解決する道です。最低課税限度額の引き上げではなく、１兆円の公費投入により国保の均等割、平等割を廃止し、協会けんぽ並みの保険税にするよう求め、議案第４号の反対討論とします。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第８号、平成３０年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第１表歳入歳出予算補正の内歳出２款総務費のうち３項、３款民生費、４款衛生費のうち１項１目及び３目、９款教育費、第２表繰越明許費、第３表債務負担行為補正のうち（３６）から（４７）及び（７８）から（９７）についてです。

審査の過程において委員から、歳出２款では、戸籍の時間外届け出の件数はという質問に対して、８月１日の事業開始から１１月末までの間に２９件の届け出がありましたという答弁がありました。

歳出３款では、母子福祉費の母子援護対策費について、高等職業訓練促進給付金、母子世帯が高等教育を受けるための内容ですが、返還金が多い状況です。返還金は予算のどのくらいを占めているのかという質疑に対し、自立支援教育訓練給付金事業は、当初２件分で３０万円を予定していましたが、実際には２件分で７万２千円でした。高等職業訓練促進給付金事業は、当初２件分で１８７万５千円を予定していましたが、実際には使用しませんでしたという答弁がありました。

次に、母子世帯の経済状況を改善していく上で大事な事業で、利用者が増えていないがとい

う質疑に対して、高等職業訓練について、相談は数件ありましたが、実際には活用されるまでに至りませんでしたという答弁がありました。

次に、生活保護は全国的に高齢者世帯と障害者世帯が増えている状況ですが、八街市の状況はという質疑に対して、生活保護全体のうち約53.9パーセントが高齢者世帯、約11.8パーセントが障害者世帯です。過去の状況と比較すると横ばいですという答弁がありました。

次に、明德やちまたこども園の園児数の推移はという質疑に対して、推移は把握していませんが、定数は75名となっており、昨年度は定数に満たなかったため、定数よりも少なく見込んでいたところ、11月1日現在で78名、12月1日現在でも、定数を77名となったことにより、増額補正するものですという答弁がありました。

次に、第4款では、今回の増額補正は、入院期間が長期になったことによるものだと思いますが、入院は生まれてすぐに入院したものなのかという質疑に対して、出生直後から入院が長期になったことによるものですという答弁がありました。

次に、9款では、小学校空調設備事業費について、工事監理業務、工事監理支援業務、設計支援業務の業務内容はという質疑に対して、支援業務の内容は、設計業務を設計事務所に委託し、その業務について技術的な支援及び積算業務を行い、発注できるように書類を作成することが主な業務内容ですという答弁がありました。

次に、中学校の空調設備は平成31年度に整備を行う予定ですが、完成の時期はという質疑に対して、今回の補正により設計業務を発注し、来年度に工事が開始となるので、来年度中に工事完成させたいと考えていますという答弁がありました。

次に、小学校は来年度の2学期からエアコンの使用が開始とのことだが、中学校も夏に間に合うようにできないかという質疑に対して、9月補正で小学校空調設備設計業務を計上し、現在進めている状況です。小学校は平成31年度の2学期に間に合わせるように、9月補正で対応しました。その設計が2月中旬に終了する予定で、工事の契約を4月に行う予定です。工事期間は4カ月間程度必要となります。中学校は今回の補正で3月中に設計業務の発注を予定しています。設計期間が5カ月間程度必要となり、その後、工事期間が6カ月必要となるため、3月末の完成を予定していますという答弁がありました。

次に、債務負担行為では、病後児保育業務は、平成29年5月から実施され平成29年度決算の利用者は4人ですが、今回は何人予定しているのかという質疑に対して、新年度4月1日からの契約分についての限度額が460万4千円です。30年度は1件利用しており、登録者数は29年度24人、今年の11月末で32人となっています。万が一のときには利用を希望する方が増えてきていますが、実際に預けるまでには至らなかったというものですという答弁がありました。

次に、保育園保育士及び看護師派遣業務は、6園に対して人数の定めがなく、時間給となっていますが、具体的に限度額はどのくらいになるのかという質疑に対して、今まで人数、時間、時間給をもとに算出しておりましたが、新年度は時間給を基に単価契約を行おうとする

ものです。新年度の見込みとしては、今年度と同様に保育士9人の予定です。看護師としては、臨時職員としての賃金3名分を確保していたが、臨時職員の応募がなかったことにより、派遣で対応するため、賃金から委託料への切りかえを行うものですという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり決定しました。

議案第9号は、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決しました。

議案第10号は、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、認定調査用車両をリースから購入に変更した理由はどういう質疑に対して、車両を長期間使用した場合にリースよりも購入の方が費用が安く済むため、購入に変更しますという答弁がありました。

次に、購入する車両は、ガソリン車または環境に優しい車なのかという質疑に対して、ガソリン車を考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決、決定としました。

議案第13号、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第2表繰越明許費補正についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決、決定としました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

次に、鈴木広美経済建設常任委員長。

○鈴木広美君

経済建設常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る12月21日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、榎戸駅整備に伴い榎戸第2自転車駐車場を廃止することについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、現在の第3駐輪場の現地を調査したところ、自転車駐車用ラックが66台分設置されていたが、台数は大丈夫なのかという質疑に対して、現在の第3駐輪場のラックは、第2駐輪場に設置されていたものを第3自転車駐車場に移設したもので、駐輪場の収容台数とは異なりますという答弁がありました。

次に、東口の駐輪場を増やす場合はどのように設置するのかという質疑に対して、東口の自由通路階段下スペースをＪＲから購入予定であり、購入前においても自転車を駐輪できるように協議をしたいと考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定をいたしました。

議案第６号は、八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、榎戸駅整備に伴い新たに榎戸駅東口及び西口に駅前広場を設置することについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、西口駅前広場の中に障害者用の駐車スペースはないのかという質疑に対して、東口広場と同様に西口広場内にも駐車スペースを計画していますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第７号は、八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、八街市水道事業における給水人口及び１日最大給水量を変更することについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、今回の改正により、水を買う量を減らすことができるのか。最大給水量が半分程度に減るが、今回の変更により、どのような影響があるのかという質疑に対して、印旛広域水道からの受水量は１日あたり５千９００立米で、今後もこの水量が減ることはなく、増えていきます。現在、受水量が約６０パーセント、地下水が約４０パーセントの割合です。県では昭和４９年に地下水のくみ上げに関する条例を制定し、できるだけ地下水をくみ上げないようにしています。今後、ハッ場ダムが完成すると、平成３２年４月から受水量は増えていくと思います。現在、水量について、交渉を印旛広域水道を通して県と行っています。本市の水量は１０年後で１万１千３００立米と考えていますので、それ以上は受け取れないと考えていますという答弁がありました。

次に、給水戸数は増加しているのに給水量が減少している理由はという質疑に対して、給水量の減少は、２０年前は１日１人あたり約２８０リットルだったものが、洗濯機やトイレなどの進歩により２５０リットルに減っています。今後も新しい機器が出ればさらに減っていくと予想していますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定をいたしました。

議案第８号、平成３０年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第１表歳入歳出予算補正のうち、歳出４款衛生費のうち１項５目から６目及び２項、５款農林水産業費、６款商工費、７款土木費第３表債務負担行為補正のうち（４８）から（７５）についてです。

審査の過程において委員から、歳出７款では、都市計画総務費の都市施設管理費について、八街駅南口の区間線を引く工事は、さまざまな場所で線が消えかかっている線をきれいにするのかという質疑に対して、区画線の工事は、矢印、文字、外周線、車椅子マークの設置、歩行者横断部分の白線を整備する予定ですよという答弁がありました。

次に、けやきの森公園の北側進入路の工事はいつ頃始まり、完成はいつ頃かという質疑に対して、現在、入札の途中で、契約後に着手し、年度内の完成を見込んでいますという答弁がありました。

次に、けやきの森公園の北側進入路脇の駐車スペースを増やす計画はという質疑に対して、今回、計画している工事により駐車スペースが減少します。今後、市道の拡幅を行う計画もありますので、その段階であわせて検討したいと考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定をいたしました。

議案第11号、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定をいたしました。

議案第12号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定をいたしました。

議案第13号、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち歳出7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、九十九路団地8世帯分の浴室等の改修について、20室の空室が残っているということだが、全室同時に改修ではなく、8室分の改修とした理由はという質疑に対して、8世帯分は、12月募集で6世帯、2月募集で2世帯を見込み計上しました。残りの20室は、入居がない状態で改修してしまうと劣化するおそれがあるので、確定している分を計上しましたという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定をいたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○石井孝昭君

1点だけちょっと教えていただきたいのですが、議案第6号をごらんいただきたいと思います。

八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定という議案の案件なんですけれども、議案内容だと、JR榎戸駅の整備に関する駅前公園、駅前広場ですか。この東口と西口の設置。内容については十分理解できる内容なんですけれども、この内容に関してのものと、議案名がJRの八街駅の駅前広場……。

○議長（木村利晴君）

石井議員に言います。質問席の方に移動してください。

○石井孝昭君

ちょっと委員長に教えていただきたいのですが、すみません、1点だけ。

議案名が八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということなんですけれど

も、議案の内容が榎戸駅に関して東口の駅前広場、そして、西口の駅前広場の設置ということで、内容は理解をさせていただきました。ただ、この内容に議案の説明の内容と議案名がちょっと合わないといえますか、榎戸駅の条例が、駅前の設置に関する条例という話が出なかったのか、八街駅の駅前広場に関する条例に榎戸駅を付け加えたということだと、ちょっと理解がしがたいので、その辺を説明していただければありがたいと思います。

○鈴木広美君

お答えになるかどうかはわかりませんが、これは八街駅駅前広場ということで、先ほど石井議員からお話のありました、これは八街市の駅前広場ということで榎戸駅の内容が出されている内容かというふうに理解をして、協議を行ったと考えています。

○石井孝昭君

八街市にある駅前広場という理解ということでよろしいですかね。ちょっと誤解されるといけないかと思って。条例ということなので質問いたしました。

以上です。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第1号から議案第13号の討論通告受け付けのためしばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時28分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木広美経済建設常任委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木広美君

先ほど、経済建設常任委員会委員長報告の中で、議案第12号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてというところで、水道事業会計のところを計画と読み上げてしまいましたので、それを訂正させていただきます。

以上です。

○議長（木村利晴君）

これから討論を行います。

議案第3号に対し丸山わき子議員から、議案第4号に対し京増藤江議員から、議案第6号に対し丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に丸山議員の議案第3号と第6号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対するものであります。

この条例改正のうち、精神障がい者が自ら運転する軽自動車税の軽減には賛成するものです。しかし、主な内容は、地方自治体独自の財源である法人市民税の法人税率の税率を消費税10パーセント増に伴いさらに引き下げるというものです。平成26年度、消費税が8パーセントに引き上げられたときに、条例改定により税率を2.6パーセント引き下げ、今回も、消費税10パーセント増税に対し、さらに税率を3.7パーセント引き下げるというもので、平成26年度の改正から合わせますと6.3パーセントの引き下げとなります。このことにより本市の影響は1億円を超えています。この引き下げ分は国税である地方法人税に振り替えて、地方交付税の原資にされることになっています。これまで法人市民税の税収は、本市に直接、歳入として入ってきたものが、改正により国税として国が吸い上げ、その分だけ本市に地方交付税として戻ってくるという仕組みとなっていますが、全額戻ってくる保証はありません。国は、消費税増税によって拡大する地域間格差を是正するためとしていますが、本来、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障とともに、所得税や法人税などで、財政調整の機能を強化させるべきものです。今回のこのようなやり方は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていくものであり、本来の地方交付税制度をゆがめるものとなり、容認できません。

また、来年10パーセントへの引き上げ時に自動車取得税を廃止し、その代替として環境性能割を創設するというものです。中古車、軽量車含む当該自動車の取得時に、燃費基準達成度等に応じてゼロから3パーセントの税率が適用されることになっています。今回の市税条例改正によって、軽自動車を新規購入できる市民は、自動車取得税が廃止された上に、環境性能のよい車を購入すれば、さらに税負担を軽減できるというメリットがある反面、新車を買えない市民や古い車を乗り続ける市民にとっては税率が高く負担が増えるというデメリットがあり、市民の中に格差が広がるものとなります。

以上の立場から反対するものであります。

続きまして、議案第6号、八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論であります。

この条例改正は、JR榎戸駅の完成に伴い、新たに東口駅前広場、八街市榎戸924番地19、JR榎戸駅西口駅前広場、八街市榎戸925番地5と追加するものですが、この条例の改正により、条例施行規則が榎戸駅前にも適応されることとなります。施行規則第2条は13項目の禁止行為を定めており、その看板が八街駅に立てられています。このうち、9項目

のビラその他、これに類するものを配布すること、10項目の旗、のぼり、幕、プラカードその他これらに類するもの、または拡声器を使用することとありますが、法的根拠は見当たりません。宣伝活動は憲法21条が保障する表現の自由として最大限保障されるべきものであり、地方自治法第244条、公の施設2項で、普通公共団体は正当な理由がない限り、住民が施設を利用することは拒んではならないとしています。道路管理者があたかも宣伝活動が一律に禁止されているかのように、掲示で市民を萎縮させてきたのは問題であります。神奈川県をはじめ全国各地で、街頭宣伝やビラ配りを禁じるため、駅前などに設置された看板をめぐり、弁護士団体が憲法が保障する表現の自由に反するのではないかと指摘に、自治体が設置根拠はなかったとして撤去する事例が相次いでおります。弁護士団体は法を逸脱した規制が放置されている状況に警鐘を鳴らしています。行政による過剰な規制はすべきではありません。施設管理者には管理権があります。しかし、憲法上の権利としては民主主義の基礎そのものである表現の自由の方が重視されるべきです。表現の自由のため、管理権は制約を受けることになります。1994年、吉祥寺駅構内ビラ配布事件に対する最高裁判決の伊藤正己裁判官による補足意見が有名です。一般公衆が自由に出入りできる場所でのビラ配布は、表現の自由の手段として軽視できない意味を持つ。駅前広場などはそのための場として役立つ。そのような場所でのビラ配布を処罰することは違憲の疑いが強いと指摘しました。

以上のことから、施行規則第2条に13項目の禁止行為の法的根拠は全くありません。新たに榎戸駅前広場の条例追加にあたり、条例施行規則の見直しが必要であり、反対するものがあります。

○議長（木村利晴君）

次に、京増藤江議員の議案第4号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

本市では、市民の生活が苦しい中で、国保税の徴収強化を実施しているものの、国保財政運営は極めて厳しく、収納率は県下最下位グループから抜け出せておりません。今年4月から国保の広域化がスタートいたしましたが、来年度、広域化後わずか1年にして、課税限度額を4万円引き上げ、約1千万円の増収を得ようとしています。引き上げによって、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を含めると、年間93万円にもなります。今回の引き上げについて、国民健康保険被保険者に係る税負担の公平性の維持及び中間所得層の負担の軽減を図るためと説明しておりますが、その是正はなく、子育て世代など、家族が多いほど負担が重くなる矛盾は解決しません。今回の改正は一層の重税感を強めるものであり、これ以上の引き上げは許されません。

国保の加入者は、ほかの公的医療保険制度の加入者と比べ所得が低いのに、一番高い国保税を負担しています。国保のこの恒常的な問題を解決するために、市長会、全国知事会等は、国庫負担の増額を一貫して政府に要望し続けております。さらに、全国知事会は、2014

年に公費を１兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率に改善するよう政府に求めました。また、今議会では、市長会などで今後も国庫負担を増やすように求めてまいりますというような答弁がありました。この方向こそ国保の恒常的な問題を解決し、国民皆保険制度の重要な柱である国保制度を持続させ、社会の公平、公正を確保する道です。課税限度額の引き上げではなく、１兆円の公費投入により国保の均等割、平等割を廃止し、協会けんぽ並みの保険税にするよう求め、議案第４号の反対討論といたします。

○議長（木村利晴君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第１号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成30年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第3、特別委員会設置の件を議題とします。

本市議会での活動状況について、市議会だよりの企画、編集、発行及びインターネット放映に伴って、一層の情報公開を進め、広く市民の意見を求めることで議会への理解と関心を高めるための調査研究として、7人の委員で構成する広聴広報特別委員会を設置して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま設置されました広聴広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。京増藤江議員、新宅雅子議員、小高良則議員、山口孝弘議員、角麻子議員、小澤孝延議員、山田雅士議員、以上の7人を指

名します。

次に、二代表制の一翼を担う議会は、市の政策等の決定機関としての機能や執行機関の監視、評価する機能の充実、政策立案能力の向上とともに、市民への説明責任など、開かれた議会の確立を図ることが求められております。このような中、議会改革検討協議会を設置し、市民に開かれた議会とするため議会改革について協議を重ねたところ、議会のさらなる活性化を目指し、（仮称）八街市議会基本条例等の制定に向けた調査、検討などを行うため、7人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。丸山わき子議員、川上雄次議員、山口孝弘議員、石井孝昭議員、鈴木広美議員、角麻子議員、小澤孝延議員、以上の7人を指名します。

この後、広聴広報特別委員会及び議会改革特別委員会を開き、正副委員長の互選を行います。最初に広聴広報特別委員会、次に議会改革特別委員会を開催しますので、委員の皆様は第2会議室にお集まりください。

昼食のため、休憩いたします。午後は1時10分に再開します。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

正副委員長が決定しましたので報告します。

広聴広報特別委員会委員長に小高良則議員、副委員長に角麻子議員、議会改革特別委員会委員長に鈴木広美議員、副委員長に石井孝昭議員、以上のとおり決定しました。

以上で報告を終わります。

議事都合により、しばらく休憩いたします。

本会議再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

議員の皆様に申し上げます。議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

休憩いたします。

（休憩 午後 1時11分）

（再開 午後 1時53分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

追加日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第5号の提案理由の説明を求めます。

○林 政男君

それでは、発議案第5号について説明をいたします。

八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

平成30年12月27日提出、八街市議会議長、木村利晴様。

提出者、八街市議会議員、私、林政男、賛成者、八街市議会議員、新宅雅子議員、丸山わき子議員、川上雄次議員、小高良則議員、小菅耕二議員、鈴木広美議員であります。

広く市民の意見を求める事やインターネット放映に伴って、一層の情報公開を進め、議会への理解と関心を高めるための調査、研究として、先ほど本会議において、広聴広報特別委員会が設置されました。

市議会会議規則第171条で協議及び調整を行う場として議会だより編集委員会が設置されておりましたが、同委員会の名称を変更し、特別委員会としての活動を行うため、会議規則から削除するものでございます。

それでは、朗読をもって提案の理由を説明とさせていただきます。

八街市議会会議規則の一部を改正する規則。

八街市議会会議規則（平成4年議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、議会だより編集委員会、議会だよりの編集・発行、議会だより編集委員、委員長を削る。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。

以上で発議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに、質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから採決を行います。

発議案第5号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。発議案第5号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

全員協議会終了後、議場において広聴広報特別委員会委員、議会改革特別委員会委員の写真撮影を行います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時58分)

○本日の会議に付した事件

1. 発言の取り消しの件
2. 議案第1号から議案第13号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 特別委員会の設置の件
4. 発議案の上程
発議案第5号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....

議案第1号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成30年度八街市一般会計補正予算について

議案第9号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第11号 平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成30年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第13号 平成30年度八街市一般会計補正予算について

発議案第5号 八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 木 村 利 晴

八街市議会議員 加 藤 弘

八街市議会議員 新 宅 雅 子